

京都府食の安心・安全行動計画に基づく
施策の実施状況（平成23年度）及び
施策の目標（平成24年度）

（案）

平成24年3月
京 都 府

はじめに

京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号）に基づき、食の安心・安全の確保に関する取組を総合的にかつ効果的に推進するため、平成22年度から平成24年度までの3年間の中期的な実行計画として、平成21年12月に「京都府食の安心・安全行動計画」を策定しました。

この計画をPDCAサイクルにより積極的に展開するため、施策の毎年の実施状況を評価した上で更に効果的に実行するため、「京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の年度別実施状況（平成23年度）」をとりまとめました。

なお、概要は次のとおりでした。

取組内容	取組数	計画達成(100%) した取組数	(参考) 80%以上 達成
1 相互理解と府民参画			
食育を通じた知識の向上	4	4 (100%)	4 (100%)
情報提供の推進	2	2 (100%)	2 (100%)
リスクコミュニケーションの推進	2	2 (100%)	2 (100%)
府民参画の推進	5	5 (100%)	5 (100%)
小 計	13	13 (100%)	13(100%)
2 監視・指導の強化			
食品衛生管理対策	7	7 (100%)	7 (100%)
適正な食品表示対策	1	1 (100%)	1 (100%)
家畜伝染病の予防対策の徹底及び 監視体制の確保	4	4 (100%)	4 (100%)
小 計	12	12 (100%)	12(100%)
3 安心・安全の基盤づくり			
安全な食品の生産・製造・加工及び 流通の確保	7	5 (71%)	6 (86%)
安心感向上のための取組	3	2 (67%)	2 (67%)
環境に配慮した食品生産等	4	2 (50%)	3 (75%)
小 計	14	9 (64%)	11 (79%)
合 計	39	34 (87%)	36 (92%)

1 相互理解と府民参画

食育を通じて食品の安全性についての基礎知識を深めるとともに、消費者及び食品関連事業者、関係団体、行政等が情報を共有し、意見交換を行い、消費者と食品関連事業者の相互理解を進めます。さらに、京都府の食の安心・安全施策に府民の意見を反映したり、きょうと食の安心・安全協働サポーターや関係者が協働して様々な取組を行うなど府民参画を推進します。

(1) 食育を通じた知識の向上

数値目標 ①

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
食育推進計画 策定市町村の 割合	19% (5市町)	計 画 累 計	38% (10市町)	50% (13市町)	70% (18市町)
		実 績 累 計	38% (10市町) (計画比: 100%)	57.7% (15市町) (計画比: 115%)	—
取組内容とその効果					
市町村食育担当課長会議等を開催し、前年度計画策定市の取組を紹介し、計画づくりの必要性や効果を啓発					
数値目標の考え方					
京都府食育推進計画期間（H23～27年度）での達成を目指し、毎年3～5市町村の策定を目標にしています。					
参 考					
市町村食育推進計画					
担当課	食育基本法により市町村はその区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならないとされています。				
食の安心・安全推進課					

数値目標 ②

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
親子研修会等の開催回数 (回/年)	0	計画	1	3	5
		実績	1 (計画比: 100%)	3 (計画比: 100%)	—
取組内容とその効果					
<p>各地域で実施される親子料理教室等で、「消費期限と賞味期限は、どちらがう？」といった身近なテーマで食の安全に関する研修を実施。子供だけでなく親も含め、食の安全に対する基礎的な知識の習得と理解につとめた。</p> <p>親子料理教室の場を通じて実施することで、より効果的な研修となり、基礎的な知識の習得や理解が期待される。</p>					
数値目標の考え方					
出来るだけ多くの府民に参加してもらえるよう府内5カ所、各1回開催することを目標にしています。					
参 考					
<p>担当課 食の安心・安全推進課</p>					

数値目標 ③

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
「食農体験農場」の設置箇所数（箇所）	0	計 画 累 計	1	1	5
		実 績 累 計	2 (計画比: 200%)	2 (計画比: 200%)	—
	取組内容とその効果				
	食農体験農場の設置を推進するとともに、登録制度を設け府民への情報提供による利用促進を図った。				
	数値目標の考え方				
	平成25年度20ヶ所（各広域振興局4カ所及び京都乙訓地域4カ所）を目標に、24年度には各広域振興局及び京都乙訓地域に各1カ所ずつとしています。				
	参 考				
担当課	食農体験農場				
食の安心・安全推進課	野菜を栽培したり、家畜を飼育したり、食の安全確保について学んだりできる体験型農場				

数値目標 ④

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
食に関する指導計画の策定 学校数(校)	274	計 _{累計} 画 _計	417	412	412 (419)*
		実 _{累計} 績 _計	400 (計画比: 96%)	412 (計画比: 100%)	—
取組内容とその効果					
京都府食育推進委員会において食育参考資料集を作成配布し、各学校での計画的な食育推進を支援					
数値目標の考え方					
全校(京都府教育委員会所管の学校)での策定を目標にしています。					
* () は計画策定時の校数					
参 考					
食に関する指導計画					
担当課	学校での食育は、子どもたちが「食」について計画的に学ぶことができるよう、給食の時間をはじめ、各教科等における食に関する指導を体系付け、学校教育活動全体を通じて実施することとなります。				
保健体育課	学校における食育の推進に当たっては、学校全体や学年ごとの指導目標の設定、各教科等における食に関する指導の年間計画などについて盛り込まれた、食に関する指導計画を策定しています。				

(2) 情報提供の推進

数値目標 ⑤

取組	21年度 実績	年 度 別			
			22年度	23年度 *実績は見込み	24年度
メールマガジン 会員登録者 数(人)	426	計 画	500	500	1,000
		実 績	449 (計画比: 89%)	542 (計画比: 108%)	—
取組内容とその効果					
<p>くらしの安心推進員養成研修、リスクコミュニケーター養成研修の場等でメールマガジンについて紹介し、登録を勧めた。引き続き様々な機会をとらえて登録者数の拡大に取り組んでいく。</p>					
数値目標の考え方					
<p>毎年度、登録者数を増加させることを目標にしています。</p>					
参 考					
<p>メールマガジン</p>					
担当課	<p>京都府の食の安心・安全についての取組とそれに関する報告や調査・検査結果を</p>				
食の安心・安全推進課	<p>あらかじめ登録いただいた方に情報を提供しています。(原則隔週)</p>				

数値目標 ⑥

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
広告ちらしによる情報提供協力店舗数(店)	106	計 _{累計} 画 _計	110	120	150
		実 _{累計} 績 _計	106 (計画比: 96%)	136 (計画比: 113%)	—
	取組内容とその効果				
	今後も各店舗に広く制度内容を伝え、協力店を増加させていく。				
	数値目標の考え方				
	毎年度、協力店舗数を増加させることを目標にしています。				
参 考					
広告ちらしによる情報提供協力店 食品表示の見方、食中毒予防のため気をつけることなど気をつけることなど食の安心・安全に関する身近な情報について、広告ちらしや店頭での掲示などによって情報提供を行っています。					
担当課					
食の安心・安全推進課					

(3) リスクコミュニケーションの推進

数値目標 ⑦

取組	21年度 実績	年 度 別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
リスクコミュニケーター の 人数(人)	0	計 _累 画 _計	10	20	30
		実 _累 績 _計	10 (計画比: 100%)	24 (計画比: 120%)	—
取組内容とその効果					
<p>リスクコミュニケーター育成研修会を開催し、食品のリスク分析、リスクコミュニケーションの基礎的な知識の習得及びリスクコミュニケーションを実地研修してもらった。</p> <p>今後、リスクコミュニケーターによる各地域での効果的なリスクコミュニケーションを支援し、府民の食の安心・安全確保に資する。</p>					
数値目標の考え方					
府内5地域に年2人を育成、22年度～24年度の3年間で計30名の育成を目標としています。					
参 考					
<p>リスクコミュニケーター</p> <p>消費者、食品関連事業者等の相互理解を深めるリスクコミュニケーションにおいて、意見や論点を明確にし、相互の意志疎通を円滑にする役割を担う人材のこと。</p>					
<p>リスクコミュニケーション</p> <p>リスク分析の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、事業者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。</p>					
担当課					
食の安心・安全推進課					

数値目標 ⑧

取組	21年度 実績	年度別			
			22年度	23年度 *実績は見込み	24年度
リスクコミュニケーション の開催回数 (回/年)	0	計 画	5	5	10
		実 績	4 (計画比: 80%)	5 (計画比: 100%)	—
	取組内容とその効果				
	<p>消費者が関心に高いテーマによるリスクコミュニケーションを開催。(23年度テーマ: 食品中の放射性物質、牛肉の生食、食の安全とリスク分析)</p> <p>京都市内だけでなく、宇治市(山城広域振興局)でも食品中の放射性物質についてのテーマで実施した。</p> <p>テーマについて、専門家との意見交換や参加者同士の意見交換を行うことができ、食の安心・安全について理解を深めることができた。</p>				
	数値目標の考え方				
府内5カ所、それぞれ年2回程度開催することを目標にしています。					
参 考					
担当課					
食の安心・安全推進課					

(4) 府民参画の推進

数値目標 ⑨

取組	21年度 実績	年 度 別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
食の安心・安全協働サポーター数(人・団体)	0	計 _{累計} 画	200	200	1,000
		実 _{累計} 績	88 (計画比: 44%)	213 (計画比: 106%)	—
取組内容とその効果					
<p>消費生活安全センターや市町村と協力して府内各所で食の安心・安全に関する研修会を開催し、食の安心・安全協働サポーターの登録を推進。</p> <p>サポーターに対し①日常生活の中で見つけた食品表示欠落などの情報の府への提供、②食の安心・安全に関する情報を身近な人に提供、③府が実施するアンケート調査等への協力を依頼した。</p> <p>今後も引き続きサポーターの拡大により、府民参画と協働による食の安心・安全対策の推進を図る。</p>					
数値目標の考え方					
毎年度、登録者数を増加させることを目標にしています。					
参 考					
食の安心・安全協働サポーター					
担当課	府は、食の安心・安全協働サポーターを「京都府くらしの安心推進員(食品表示チーム)」に位置付けて推進しています。				
食の安心・安全推進課					

数値目標 ⑩

取組	21年度 実績	年 度 別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
食の安心・安全協働サポーター研修会開催回数(回/年)	0	計 画	5	5	5
		実 績	6 (計画比: 120%)	17 (計画比: 340%)	—
	取組内容とその効果				
	消費生活安全センターや市町村と積極的に協力して京都府の食の安心・安全の取組や食品表示の基礎知識などサポーター活動に必要な知識習得のための研修会を開催。 今後も開催し、最新の情報を府民に提供する。				
	数値目標の考え方				
各振興局と京都市内で年に1回ずつ開催することを目標にしています。					
参 考					
担当課					
食の安心・安全推進課					

数値目標 ⑪

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
食の安心・安全協働サポーターへの食情報提供(回/年)	0	計画	24	24	24
		実績	28 (計画比: 116%)	25 (計画比: 104%)	—
	取組内容とその効果				
	メールマガジンなどにより、食の安心・安全に関する情報提供を行った。メールアドレスを持たないサポーターへは2ヶ月に1～2回、郵送により情報を提供				
	数値目標の考え方				
メールマガジンは、隔週で配信することを目標にしています。					
参 考					
担当課					
食の安心・安全推進課					

数値目標 ⑫

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
消費者、生産者等との意見交換(回/年)	4	計 画	4	4	10
		実 績	9 (計画比: 225%)	6 (計画比: 150%)	—
取組内容とその効果					
<p>消費者と生産者、食品関連事業者で食の安心・安全に関する意見交換会を「安心・安全な地元産食材の利用について」、「農産物直売所における食品表示」等をテーマに府内各地で開催。</p> <p>消費者と生産者、食品関連事業者が、各地域に即したテーマで意見交換を実施することにより、双方の理解を深めることができた。</p>					
数値目標の考え方					
府内5カ所、年2回開催することを目標にしています。					
参 考					
食品関連事業者					
担当課	食品製造に携わる方はもちろん、流通関係業者、農林漁業者など、当該事業活動により食品の安全性に影響を及ぼし得るものを行う者				
食の安心・安全推進課					

数値目標 ⑬

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
食の安心・安全シンポジウム (回/年)	1	計 画	1	1	1
		実 績	1 (計画比: 100%)	1 (計画比: 100%)	—
	取組内容とその効果				
	<p>きょうと信頼食品登録制度登録事業者及び京のブランド生産者による安心・安全の取組事例を消費者に紹介するとともに、試食をしながら消費者と食品関連事業者とが意見交換を行なった。</p> <p>その結果、生産過程における安心・安全の取組について、消費者の理解や安心感が増し、食への信頼が高まった。</p>				
	数値目標の考え方				
	<p>消費者と食品関連事業者との相互理解を深めるため、年に1回開催することを目標にしています。</p>				
	参 考				
担当課	<p>きょうと信頼食品登録制度</p> <p>府が定める基準(京の食品安全管理プログラム)を満たす水準の品質管理を行い、生産・製造情報を提供できる食品を府が登録し、府民にその情報を提供する制度</p>				
食の安心・安全推進課	<p>京のブランド産品</p> <p>京野菜をはじめ農林水産物の中で、優れた品質が保証され、一定の生産量があって市場流通が可能なものを、社団法人京のふるさと産品価格流通安全協会がブランド認証対象品目として24品目を決定しています。それらの品目について、安心・安全と環境に配慮した生産方法への取組等、定められた要件を満たす指定された産地から出荷されるものだけが、ブランドマークを貼られて流通していますが、これを京のブランド産品といいます。</p>				

2 監視・指導の強化

消費者行政の一元化を目的に消費者庁が設置されたことに伴い、京都府の関係課で消費者事故等の情報を共有するとともに、消費者あんしんチームを充実させて消費者被害防止に取り組みます。

また、生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を行い、その結果を情報提供します。特に、食品衛生監視・指導に必要な体制及び機器を充実強化して、効果的な収去検査を実施するとともに、食品表示についても監視・指導の強化に努めます。

(1) 食品衛生管理対策

数値目標 ⑭

取組	21年度 実績	年度別			
			22年度	23年度 *実績は見込み	24年度
農薬取締法に基づく立入検査件数(件/年)	250	計 画	250	250	270
		実 績	275 (計画比: 110%)	250 (計画比: 100%)	—
取組内容とその効果					
府内農薬販売業者に対し、農薬譲受数量の帳簿への記帳等適正に販売・管理等が行われているかどうかについて立入検査を実施。 その結果重大な違反はなかったが、届け出た事項の変更の際し、必要な届出ができていないケース等があり、指導を行った。					
数値目標の考え方					
指導の対象となる農薬の販売業者等(767件)について、約3年に1回、立入検査することを目標にしています。					
参 考					
担当課					
食の安心・安全推進課					

数値目標 ⑮

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
肥料取締法に基づく立入検査件数(件/年)	3	計画	3	5	10
		実績	3 (計画比: 100%)	5 (計画比: 100%)	—
取組内容とその効果					
肥料生産の届出をしている業者に対し、立入検査を行った。 その結果、5件とも適正に肥料の生産及び管理がされており、品質の保持により安心・安全な農産物の生産が期待される。					
数値目標の考え方					
各広域振興局及び本庁各1件を目標にしています。					
参 考					
担当課					
食の安心・安全推進課					

数値目標 ⑩

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
家畜伝染病予 防法に基づく 検査実施頭羽 数(千頭羽/年)	20	計 画	20	20	20
		実 績	20 (計画比: 100%)	20 (計画比: 100%)	—
	取組内容とその効果				
	<p>家畜伝染病予防法に基づき、対象となる家畜全頭・羽に対し各伝染病に対する定期検査を行った。 その結果、口蹄疫や結核等の重大疾病は見られず、安心・安全な畜産物の供給が期待できる。</p>				
	数値目標の考え方				
<p>家畜伝染病予防法に基づく牛、豚、鶏等対象となる家畜の定期検査の頭羽数を目標にしています。</p>					
参 考					
担当課					
畜産課					

数値目標 ⑰

取組	21年度 実績	年度別																	
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度															
貝毒プランク トンの監視調 査件数 (件/年)	0	計 画	20	20	20														
		実 績	20 (計画比: 100%)	20 (計画比: 100%)	—														
取組内容とその効果																			
<p>食中毒の原因となる貝毒の発生状況の監視のため、海水中の貝毒原因プランクトンの生息状況調査を行った。</p> <p>その結果、貝毒原因プランクトンが確認された場合、漁業者に注意喚起を行い、食の安心・安全の確保に努めた。</p>																			
数値目標の考え方																			
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">周年監視(1回/月)</td> <td style="width: 10%;">1ヶ所</td> <td style="width: 10%;">=</td> <td style="width: 10%;">12回</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>重要養殖貝出荷時期(4~7月 1回/月)</td> <td>2ヶ所</td> <td>=</td> <td>8回</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>20回</td> </tr> </table>					周年監視(1回/月)	1ヶ所	=	12回		重要養殖貝出荷時期(4~7月 1回/月)	2ヶ所	=	8回					合計	20回
周年監視(1回/月)	1ヶ所	=	12回																
重要養殖貝出荷時期(4~7月 1回/月)	2ヶ所	=	8回																
			合計	20回															
参 考																			
担当課																			
水産課																			

数値目標 ⑱

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
食品等の収去 検査検体数 (検体/年)	665	計 画	750	750	750
		実 績	740 (計画比: 99%)	750 (計画比: 100%)	—
取組内容とその効果					
<p>保健環境研究所や拠点保健所（山城北保健所、南丹保健所、中丹西保健所）において、府内で生産・製造又は販売される食品（輸入食品を含む。）等に対し、残留農薬、組換え遺伝子、食品添加物等について検査等を実施したところ、魚肉練り製品1検体から基準値を超える食品添加物を検出し保健所長が回収命令をおこなった。ただし、直ちに健康被害をきたす量ではなかった。</p>					
数値目標の考え方					
<p>最近の食品にまつわる不安や事故を考慮して、専門家の意見を聞きながら収去検体数を設定しています。</p>					
参 考					
食品衛生法					
担当課	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としています。				
生活衛生課	収去検査 食品の安全を確保するために、食品衛生法の規定により、保健所などの職員が販売店などから検査のために必要な量の食品を採取して行う検査のことです。検査の結果、基準に違反する食品については、廃棄や回収などを行うことになります。				

数値目標 ⑱

取組	21年度 実績	年度別			
			22年度	23年度 *実績は見込み	24年度
食品衛生監視 機動班による 立入検査回数 (件/年)	43	計 画	40	40	40
		実 績	40 (計画比:100%)	40 (計画比:100%)	—
取組内容とその効果					
<p>HACCP施設や大規模製造施設等40施設に対して、食品衛生監視機動班を編成して立ち入り、記録のチェック、拭き取り検査や収去検査などを集中的に実施した結果、これまでの立ち入り事業所においては、特に問題となる事項は無かった。</p> <p>きめ細かに指導することによって、事故や違反食品などの未然防止を図ることができる。</p>					
数値目標の考え方					
<p>食品衛生法に基づいて認証されたHACCP施設、大規模食品製造施設、大規模給食施設等を対象に、約40施設（南部20、中部10、北部10）を目標として監視・指導を行っています。</p>					
参 考					
担当課					
生活衛生課					

数値目標 ⑳

取組	21年度 実績	年度別			
			22年度	23年度 *実績は見込み	24年度
無承認無許可 医薬品の監視 (インターネットを含む) 件数(件/年)	427	計 画	750	750	1,000
		実 績	750 (計画比: 100%)	800 (計画比: 107%)	—
取組内容とその効果					
<p>「いわゆる健康食品」等の販売広告（インターネット販売を含む。）や店舗の監視を行い、効能効果を標榜し、薬事法違反が疑われる不適正な広告や違法ドラッグ、「いわゆる健康食品」について、広告内容の削除、販売の中止等の指導を実施。</p> <p>これにより、「いわゆる健康食品」による健康被害の未然防止や違法広告の排除等につながった。</p>					
数値目標の考え方					
<p>インターネット販売や店舗の監視を行い、無承認・無許可の医薬品等に該当するものを確認した場合はすべて指導しており、計画策定年度の実績を上まわる監視目標にしています。</p>					
参 考					
担当課					
薬務課					

(2) 適正な食品表示対策

数値目標 ②

取組	21年度 実績	年 度 別			
			22年度	23年度 *実績は見込み	24年度
原産地表示等 に係る指導・ 啓発店舗数 (店/年)	322	計 画	300	300	300
		実 績	327 (計画比: 109%)	300 (計画比: 100%)	—
	取組内容とその効果				
	<p>食品表示パトロールを通じて、食品表示の適正化について指導啓発を行うとともに、今年度は「緑茶」の原材料表示の信ぴょう性について、府内業者が表示責任者となっている「緑茶」10点を買上げ、科学的手法を用いて確認した。</p> <p>その結果、「緑茶」の原材料表示の信ぴょう性について、疑義は確認されなかった。</p>				
	数値目標の考え方				
	各広域振興局及び本庁で実施可能な件数を目標にしています。				
参 考					
食品表示パトロール					
担当課	平成21年度から開始した京都府独自の取組。産地偽装など食品表示に関する事件が多発する中、JAS法、食品衛生法及び不当景品類及び不当表示防止法に関わる職員が合同で店舗に対して巡回調査を実施することにより、違反事実に効率的かつ迅速に対応し、食の安心・安全を確保しようとするものです。				
食の安心・安全推進課					

(3) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保

数値目標 ②

取組	21年度 実績	年 度 別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
全養鶏農家等 (千羽以上)への巡回指導回数 (回/年)	4	計 画	4	4	4
		実 績	8 (計画比: 200%)	4 (計画比: 100%)	—
	取組内容とその効果				
	<p>家畜保健衛生所が異常鶏の有無を確認するとともに、防鳥ネットや野生小動物の侵入防止の点検を行った。 その結果、鳥インフルエンザの発生を予防することができた。</p>				
	数値目標の考え方				
	<p>四半期毎に巡回指導することを目標にしています。 (対象: 千羽以上飼養の養鶏農家 全85戸)</p>				
参 考					
担当課					
畜産課					

数値目標 ②③

取組	21年度 実績	年度別		
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度
全養鶏農家等 (千羽未満)への巡回指導回数 (回/年)	1	計画	1	1
		実績	1 (計画比: 100%)	1 (計画比: 100%)
	取組内容とその効果			
	<p>野鳥の侵入防止や消毒の徹底について、ちらし等を配布して注意喚起を行った。</p> <p>その結果、鶏飼養者における疾病予防の意識を向上させるとともに、鳥インフルエンザの発生を予防することができた。</p>			
	数値目標の考え方			
<p>年1回巡回指導することを目標にしています。</p> <p>(対象: 千羽未満飼養の養鶏農家及び愛玩鶏飼養者全戸 (合計2,100戸))</p>				
参 考				
担当課				
畜産課				

数値目標 ②

取組	21年度 実績	年度別			
			22年度	23年度 *実績は見込み	24年度
養鶏農家モニタリング検査実施戸数	毎月 12戸	計 画	毎月12戸	毎月12戸	毎月12戸
		実 績	毎月12戸 (計画比: 100%)	毎月12戸 (計画比: 100%)	—
取組内容とその効果					
<p>鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視するため、ウイルス検査・抗体検査を行った。その結果、全て陰性。</p> <p>ウイルスが確認された場合には、鳥インフルエンザの早期発見と被害の最小化が期待できる。</p>					
数値目標の考え方					
<p>各地域（京都山城、南丹、中丹、丹後）において、3戸ずつ毎月実施することを目標にしています。</p>					
参 考					
担当課					
畜産課					

数値目標 ②⑤

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
養鶏農家全戸 鶏抗体検査実 施回数 (回/年)	4	計 画	4	4	4
		実 績	4 (計画比: 100%)	4 (計画比: 100%)	—
取組内容とその効果					
<p>千羽以上を飼養する全養鶏農家の鶏から年4回検査材料を採取し、抗体検査を行った。その結果、全て陰性。 陽性と確認された場合、鳥インフルエンザの早期発見と被害の最小化が期待できる。</p>					
数値目標の考え方					
<p>年4回抗体検査することを目標にしています。 (対象: 千羽以上飼養の養鶏農家 全85戸)</p>					
参 考					
担当課					
畜産課					

3 安心・安全の基盤づくり

食品の安全性を高水準で確保するため、生産から消費に至る工程の各段階に応じて食品関連事業者による安全性向上、安心感の向上のための生産・製造情報の提供や大学との連携、さらには環境に配慮した取組を促進します。

(1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保

数値目標 ⑳

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
農薬講習会の 参加者数 (人/年)	559	計 画	480	480	500
		実 績	480 (計画比: 100%)	496 (計画比: 103%)	—
取組内容とその効果					
<p>農薬取扱者及び農薬管理指導士の更新対象者に、農薬に関する関係法令や適正な使及び保管の方法、農薬を取り巻く最新の情報等についての講習会を実施した。</p> <p>農薬を適正に取り扱う事により、農薬による危被害を防ぐことが期待される。</p>					
数値目標の考え方					
希望者すべてが参加できる体制を維持することを目標としています。					
参 考					
担当課					
食の安心・安全推進課					

数値目標 ②⑦

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
農薬管理指導士 の認定者数 (人)	856	計 ^累 画 ^計	890	950	900
		実 ^累 績 ^計	913 (計画比: 102%)	939 (計画比: 98%)	—
取組内容とその効果					
<p>農薬安全使用を推進するリーダーとして、農産物直売所構成員、防除業者、農薬販売者、ゴルフ場関係者等を対象に農薬管理指導士として認定。</p> <p>農薬管理指導士の活躍で、適正に農薬が取り扱われることにより、農薬による危被害を防ぐことが期待される。</p>					
数値目標の考え方					
認定希望者すべての養成研修受入体制を整えることを目標にしています。					
参 考					
<p>農薬管理指導士</p> <p>農薬取扱業者等のうち、農薬に関する専門的な知識を有し、農薬の取扱い及び使用に対する安全確保について強い意欲を持っている者が、講習会を受講し、かつ、認定試験に合格した場合に、京都府知事が認定しています。</p>					
担当課					
食の安心・安全推進課					

数値目標 ⑳

取組	21年度 実績	年 度 別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
認証GAP (第三者)件数 (件)	2	計 画	3	3	5
		実 績	2 (計画比: 67%)	2 (計画比: 67%)	—
取組内容とその効果					
<p>茶や野菜産地でGAP手法の導入を促進するため、農場評価のできる指導者研修会を開催。</p> <p>生産者団体のGAP推進の取り組みを支援。</p> <p>GAP手法を取り入れる産地、品目、農家数は着実に増えつつあり、食品の安全性、環境保全、労働安全が高まってきている。</p> <p>計画比8割未満の場合【課題と今後の取組】</p> <p>引き続き、生産者団体の品目、産地、農家を増やす取り組みを支援するとともに、農家の意識が向上し、生産方法の改善点が解消されることにより、いつでもGLOBALGAPやJGAPなどの第三者認証が取得できる産地を育成することが必要</p>					
数値目標の考え方					
<p>人と環境にやさしい農業推進プランの目標値（H26年度認証GAP件数5）及び状況を勘案して、実現可能な数値を目標にしています。</p>					
参 考					
農業生産工程管理手法（GAP）					
担当課	<p>GAP手法（Good Agricultural Practice）とは、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程管理手法」（プロセスチェック手法）のことです。GAP手法は、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であり、このような生産工程管理手法を我が国の多くの産地・農業者が取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことが、安全な農産物の安定的な供給、環境保全、農業経営の改善・効率化の実現につながるものです。また、生産された農産物の安全性や品質の確保等について消費者・食品事業者等の信頼を確保する上でも有効な手法となります。</p>				
農産課					

数値目標 ②

取組	21年度 実績	年 度 別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
自主的に青果物の残留農薬分析を実施する直売所数	11	計 画	14	20	25 (15)*
		実 績	18 (計画比: 129%)	23 (計画比: 115%)	—
	取組内容とその効果				
	直売所を運営する生産者団体等が自ら行う残留農薬分析を支援。 生産者による生産履歴の記録が進む等、農薬適正使用の意識が高まり、安心・安全な農産物の生産拡大と、府民へのPRを通じて環境にやさしい農業の理解促進効果が期待される。				
	数値目標の考え方				
	前年実績から2直売所を上積みしています。				
	* () は計画策定時の目標数				
	参 考				
	担当課				
農産課					

数値目標 ③⑩

取組	21年度 実績	年度別			
			22年度	23年度 *実績は見込み	24年度
水産養殖事業者の巡回指導 件数(件/年)	23	計 画	25	25	25
		実 績	25 (計画比: 100%)	25 (計画比: 100%)	—
取組内容とその効果					
府内の養殖業者に対し、給餌及び動物用医薬品使用の方法等について聞き取るとともに、検体の提供を受け、医薬品の残存状況について検査を行った。その結果、問題となる事例はなかった。					
数値目標の考え方					
給餌や動物用医薬品の適正使用について、府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。					
参 考					
担当課					
水産課					

数値目標 ③

取組	21年度 実績	年度別																						
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度																				
二枚貝生産者 への巡回指導 件数(件/年)	0	計 画	15	15	15																			
		実 績	15 (計画比: 100%)	15 (計画比: 100%)	—																			
取組内容とその効果																								
<p>丹後とり貝等の二枚貝生産者に対して、出荷基準に基づいた規格の選別や、安全性の検査等を指導。品質や安全性の確保を図った。</p>																								
数値目標の考え方																								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">トリガイ養殖(舞鶴、宮津及び久美浜)</td> <td style="width: 15%;">4回/年</td> <td style="width: 10%;">×</td> <td style="width: 15%;">3ヶ所</td> <td style="width: 10%;">=12回</td> </tr> <tr> <td>イワガキ養殖</td> <td>2回/年</td> <td></td> <td></td> <td>= 2回</td> </tr> <tr> <td>その他貝類養殖</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td></td> <td>= 1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">合計</td> <td>15回</td> </tr> </table>					トリガイ養殖(舞鶴、宮津及び久美浜)	4回/年	×	3ヶ所	=12回	イワガキ養殖	2回/年			= 2回	その他貝類養殖	1回/年			= 1回				合計	15回
トリガイ養殖(舞鶴、宮津及び久美浜)	4回/年	×	3ヶ所	=12回																				
イワガキ養殖	2回/年			= 2回																				
その他貝類養殖	1回/年			= 1回																				
			合計	15回																				
参 考																								
担当課																								
水産課																								

数値目標 ⑳

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
食品衛生推進員又は食品衛生指導員による巡回指導件数（件／年）	5, 220	計 画	5, 200	5, 400	5, 500
		実 績	5, 200 (計画比:100%)	5, 400 (計画比: 100%)	—
取組内容とその効果					
<p>保健所と連携し、飲食店等の衛生状態の点検を集中的に行い、食品関係事業者に対する指導・助言を積極的に実施。 その結果、食品衛生上問題のある施設はなかった。 また、食品衛生に対する意識向上が図られた。</p>					
数値目標の考え方					
<p>食中毒の起こりやすい期間等に指導対象施設（約12,000件）に対して、食中毒予防のために効果的な指導・助言を実施し、自主的な衛生管理を推進することを目標にしています。</p>					
参 考					
<p>食品衛生指導員 (社)京都府食品衛生協会等が行う指導員養成教育の課程を修了した者で、食品衛生協会における活動の中核として、個々の営業施設を指導するなど実践的な活動を行っており、食品関連事業者による自主的な衛生管理体制の確立に大きく貢献しています。</p>					
<p>食品衛生推進員 (社)京都府食品衛生協会から社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者について推薦を受けて、食品衛生法の規定により、知事が食品衛生推進員（京の食“安全見張り番”）を委嘱しています。平成15年度に設置し、食品関連事業者の自主衛生管理を推進するための指導、助言等の活動を行っています。</p>					
担当課	生活衛生課				

(2) 安心感向上のための取組

数値目標 ③

取組	21年度 実績	年 度 別			
			22年度	23年度 *実績は見込み	24年度
ホームページ による情報提 供品目数 (品目)	14	計 画	15	15	16
		実 績	14 (計画比: 93%)	15 (計画比: 100%)	—
取組内容とその効果					
<p>京野菜の生産履歴情報（農薬使用回数、肥料削減内容）開示について、新たな品目増加に向けて取り組みを進めた。</p> <p>京野菜の生産履歴を開示することで、購入した野菜のトレーサビリティが確保され、消費者に安心・安全感を与えている。</p>					
数値目標の考え方					
生産量の多い京野菜16品目を選定しています。					
参 考					
農産課					

数値目標 ③④

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
トレーサビリティシステムの確保された鶏卵・鶏肉取扱店舗数(店)	21	計画	30	70	50
		実績	66 (計画比: 220%)	76 (計画比: 109%)	—
取組内容とその効果					
<p>京都府内の大型小売店10店舗が新たにトレーサビリティシステムの確保された鶏卵・鶏肉を取扱うこととなった。 その結果、府民の食の安心・安全を高めることが期待できる。</p>					
数値目標の考え方					
<p>鶏卵・鶏肉に関する府民の食の安心・安全を高めることが出来るよう取扱店舗数が増加することを目標にしています。</p>					
参 考					
<p>トレーサビリティシステム 記録の追跡により、ある商品の流通経路が確認できる状態をいいます。 食品では、食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に役立つものをいいます。</p>					
担当課					
畜産課					

数値目標 ③⑤

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
きょうと信頼 食品登録事業 者等数 (業者)	44	計画累計	100	100	150
		実績累計	50 (計画比: 50%)	53 (計画比: 53%)	—
取組内容とその効果					
<p>食の安心・安全フォーラムや各種講習会において普及啓発に努めた が、府民への浸透が不十分であり、このことが登録業者数を増やす上 での課題となっている。</p> <p>計画比8割未満の場合【課題と今後の取組】</p> <p>平成23年度にきょうと信頼食品登録制度の紹介パンフレットを作 成し、今後、これを活用し制度の普及と登録事業者の拡大を図る。</p>					
数値目標の考え方					
<p>登録に必要な「京の食品安全管理プログラム」を作成し登録を進め ている13食品を中心に、毎年50事業者の登録増加を目標にしてい ます。</p>					
参 考					
<p>きょうと信頼食品登録制度</p> <p>府が定める基準(京の食品安全管理プログラム)を満たす水準の品質管理を行い、 生産・製造情報を提供できる食品を府が登録し、府民にその情報を提供する制度</p>					
担当課					
食の安心・安 全推進課					

(3) 環境に配慮した食品生産等

数値目標 ③⑥

取組	21年度 実績	年 度 別			
			22年度	23年度 *実績は見込み	24年度
京都こだわり 農法による出 荷量 (t/年)	2,672	計 画	2,350	2,375	2,400
		実 績	2,263 (計画比: 96%)	2,100 (計画比: 88%)	—
取組内容とその効果					
<p>ほんまもん京ブランド産地支援事業により、京都こだわり農法に取り組むブランド認証産地の栽培面積は、22年度の352haから409haに増加した。しかし、台風や夏場の高温、冬場の低温により、出荷量は前年を下回る見込み。</p> <p>府民に安心・安全な農産物を提供することができる。</p>					
数値目標の考え方					
<p>H20年度時点での実績(2,300t)に基づき、過去最高実績(2,400t)を達成するため、H21年からH24年まで毎年25t増を目標にしています。</p>					
参 考					
<p>京都こだわり農法</p>					
担当課	たい肥と有機質肥料による健康な土づくりや輪作を基本とする京都の伝統的な栽培方法と天敵の利用など新しい技術を組み合わせた減農薬、減化学肥料栽培を実践する京都独自の生産方式				
農産課					

数値目標 ③7

取組	21年度 実績	年度別			
			22年度	23年度 *実績は見込み	24年度
エコファーマーの認定件数 (件)	796	計 画	860	875	1,100
		実 績	800 (計画比: 93%)	1,005 (計画比: 115%)	—
取組内容とその効果					
<p>環境保全型農業直接支援対策（平成23年度～）による推進 農薬及び化学肥料の使用量を慣行の5割以上低減する取り組みに、メリットが生まれたことにより、特別栽培米栽培農家を中心に、エコファーマーの申請が増加。</p> <p>支援対策の要件である、農薬及び化学肥料の使用5割低減と組み合わせる取り組み（緑肥栽培、冬期湛水など）が進むことにより、環境負荷の低減や生物多様性を育む環境にやさしい農業を推進することが期待できる。</p>					
数値目標の考え方					
平成21年度実績を基準に取組実績（認定件数60件/年）を勘案して設定した「人と環境にやさしい農業推進プラン」の数値（H26 1,100件）を目標にしています。					
参 考					
エコファーマー					
担当課	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、知事からたい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称。				
農産課	<p>環境保全型農業直接支援対策</p> <p>農業分野が有する環境保全機能を一層発揮させることを目的に、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に、取り組みに伴う「かかり増し経費」を直接支援。</p> <p>（支援内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業者等が化学肥料・化学合成農薬を原則慣行の5割以上低減 2 地球温暖化や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（※） <p>1と2をセットで取り組む場合 10aあたり 8,000円を支援</p> <p>（※）カバークロップ（緑肥）、リビングマルチ、草生栽培、冬期湛水、有機栽培</p>				

数値目標 ⑳

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
特別栽培米の 栽培面積 (ha)	736	計 画	1,000	1,000	1,000
		実 績	773 (計画比: 77.3%)	794 (計画比: 79.4%)	—
取組内容とその効果					
<p>「京の米産地づくり事業」等の実施により、特別栽培米を生産する組織づくりや生産出荷体制の確立を支援。</p> <p>特色ある米づくりにより、生産者、消費者の双方にとって魅力ある米づくりを行うことができた。</p> <p>計画比8割未満の場合【課題と今後の取組】</p> <p>販売先を確保しない出荷体制では、米価下落のあおりを受け、特別栽培米生産の労力に見合った価格を確保することができないため、作付面積が伸び悩んでいる。</p> <p>今後、販売と結びついた出荷体制を併せて構築することで、価格競争に巻き込まれない魅力ある米づくりを進める。</p> <p>また、京の米産地づくり事業により、機械導入と併せ規模拡大をすすめ、特別栽培米生産の低コスト化を図る。</p>					
数値目標の考え方					
<p>水稻生産量のうち、一般流通している米の2割程度の栽培面積を目標として設定しています。</p>					
参 考					
<p>特別栽培米</p> <p>国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の基準に従い、化学肥料と化学合成農薬の使用量を地域での一般的な使用量から50%以上減らし、さらに、確認責任者の確認を受けた米のことをいいます。</p>					
担当課					
農産課					

数値目標 ③

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度 *実績は見込み	24年度	
水産養殖事業者の巡回指導 件数(件/年)	23	計 画	25	25	25
		実 績	25 (計画比: 100%)	25 (計画比: 100%)	—
取組内容とその効果					
<p>府内の養殖業者を訪問し、養殖密度等を確認。 その結果、適正な管理が行われており、業者の衛生管理に対する意識向上が図れた。</p>					
数値目標の考え方					
<p>給餌や動物用医薬品の適正使用について、府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。</p>					
参 考					
担当課					
水産課					